

実施施策に係る政策評価書

(特定個人情報保護委員会26-①)

施策名	特定個人情報保護評価の推進				
施策の概要	特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、総合的なリスク対策を自ら評価し公表する制度である。 特定個人情報保護委員会は、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した特定個人情報保護評価書(以下「評価書」という。)を承認するとともに、国民に対してウェブサイトにおいて公表することにより信頼の確保を図るものである。				
達成すべき目標	評価実施機関が適切に保護評価を実施することにより、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぐとともに、国民の信頼を確保する。				
施策の予算額・執行額等	区分		25年度(注)	26年度	○年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	4.9	15.7	
		補正予算(b)	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	
		合計(a+b+c)	4.9	15.7	
	執行額(百万円)		1.7	0.0	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	特定個人情報保護評価に関する規則の策定		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			評価実施機関がマイナンバー法の規定に基づき保護評価を適切に実施することができるよう、「特定個人情報保護評価に関する規則」(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。)を制定。	26年度 規則の制定	達成
	特定個人情報保護評価指針の策定		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			評価実施機関がマイナンバー法の規定に基づき保護評価を適切に実施することができるよう、評価実施機関が講ずべき措置等について規定した「特定個人情報保護評価指針」(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。)を策定。	26年度 指針の策定	達成
	特定個人情報保護評価指針の解説の作成		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			評価実施機関がマイナンバー法の規定に基づき保護評価を適切に実施することができるよう、評価実施機関が講ずべき措置等について規定した「特定個人情報保護評価指針」の内容を詳細に解説した、「特定個人情報保護評価指針の解説」を作成(平成26年4月20日作成、同年11月11日改正。以下「解説」という。)	26年度 解説の作成	達成
	特定個人情報保護評価書の審査・承認、確認及び公表		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			4つの行政機関等から評価書を受け付け、これについて適切に審査した上で承認し、マイナンバー保護評価Webにおいて公表した。 また、評価実施機関から提出された評価書であって当委員会の承認を必要としないものについて、適宜精査・確認を行った。	各年度 評価書の審査・承認、確認及び公表の適切な実施	達成
	関係機関向け説明会の実施		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			行政機関及び地方公共団体の担当者等に対する説明会(26年度は81回、約1万名参加)において、保護評価に関する説明を行った。	26年度 説明会を適切に実施	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) (判断根拠) 保護評価を適切に実施するための規則等の整備、評価実施機関から提出された評価書の承認・確認、マイナンバー保護評価Webの整備・運用、今後の評価書作成作業にも資する関係機関への説明を行い、目標達成の前提となる制度等の基盤整備が相当程度進捗したため。
	施策の分析	・地方公共団体及び行政機関等の評価実施機関が適切に評価を実施できるよう規則及び指針について必要な整備を行うとともに、評価書の記載要領や問合せの多い事項に関するQAを記載した解説の作成及び見直しを行い、評価の適切な実施を推進した。 ・評価実施機関から提出された評価書について、内容について審査を行った上で承認を行うとともに、国民が公表された評価書を検索・閲覧することができる基盤としてマイナンバー保護評価Webを整備・運用した。
	次期目標等への反映の方向性	次期政策評価期間(平成27～29年度)中に予定されるマイナンバーの利用及び情報連携の開始に向けて、引き続き評価書の承認・確認やマイナンバー保護評価Webの円滑な運用を適切に実施する。 【施策】 また、評価実施機関における特定個人情報ファイルの取扱いについて報告徴収等により運用状況の確認を行うとともに、評価実施機関における評価の適正な実施が図れるよう指導・助言を行う。 【測定指標】 なお、マイナンバー法において、少なくとも3年ごとに指針について再検討を加えるものとされている(第26条第2項)ことから、次期評価期間中に、技術の進歩や国際的動向に加え、評価実施機関や国民からの意見等も踏まえて検討を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	平成27年8月24日に行われた平成27年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「競争性のある調達案件について、手続の透明性・公平性の確保に努めた上で、調達手続の見直しを含め質の確保を図る工夫が必要。」 「マイナンバーに係るQAの充実や説明会への積極的な参加により、中小規模事業者を中心としてマイナンバー及び個人情報保護に係る制度のさらなる周知・徹底に努めていくべき。また、国民の利便性向上や行政運営の効率化等、メリット面の広報にも力を入れていくべき。」とのコメントがあった。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・特定個人情報保護委員会規則(平成26年4月18日) ・特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日) ・特定個人情報保護評価指針の解説(平成26年4月20日)
---------------------------	--

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----	--------------------	---------------	----------	---------

(注)25年度の予算額・執行額は、当委員会の全ての施策に係る総計の数値。

実施施策に係る政策評価書

(特定個人情報保護委員会26-②)

施策名	特定個人情報の保護に関する広報・啓発・国際協力				
施策の概要	・国民や関係機関に対し、特定個人情報の保護について広報を行う。 ・海外の機関と協力関係を構築する。				
達成すべき目標	特定個人情報の保護措置や保護のための取組について広報を行うことにより、国民の理解の向上を図りつつ、関係機関向けに制度の周知を図ることで、円滑に制度運用を開始させる。 また、各国や国際機関と連携し、情報交換を行うことにより、番号制度や個人情報保護を取り巻く最新の国際情勢を把握し、国際的な協力関係を構築する。				
施策の予算額・執行額等	区分		25年度(注)	26年度	○年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	4.9	15.3	
		補正予算(b)	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	
		合計(a+b+c)	4.9	15.3	
	執行額(百万円)		1.7	12.5	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	パンフレット等の配布		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			特定個人情報保護委員会パンフレット(日本語版、英語版)を作成し、行政機関及び地方公共団体の担当者に対する説明会や、経済団体等が開催する説明会等(26年度は91回、約1.4万名参加)の機会を通じて関係機関等に配布した。	26年度	達成
		関係機関等に配布			
	ウェブサイトの充実		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			ウェブサイトにおいて、委員会会議に関する資料、委員会規則、指針・ガイドライン及びそれらの解説・Q&A並びに研修用資料(「中小企業向け はじめてのマイナンバーガイドライン」、「小規模事業者必見! マイナンバーガイドラインのかんどころ」等)を掲載する等、積極的に情報発信を行った。	各年度	達成
			ウェブサイトのリニューアル(27年1月)に伴うアクセス件数の把握方法の変更を踏まえ、リニューアル前後に分けて実績を把握したところ、いずれの期間ともアクセス件数が増加した。	ウェブサイトへのアクセス件数の増加	
			○リニューアル前の月間アクセス件数(※1) 3,286件(26年1月) → 17,019件(26年12月) ○リニューアル後の月間アクセス件数(※2) 341,857件(27年1月) → 681,820件(27年3月)		
			※1 ユニークユーザ数。Webサーバへのアクセスに関するログを日毎に集計したものを示す。 ※2 ページビュー数。閲覧者のWebブラウザに表示されたWebページの数(Webページが閲覧された回数)を示す。		
国際会議への参加等		施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
		国際会議への参加(第36回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議、OECD、APPA等)及び関係機関への訪問(フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ベルギー王国及びアメリカ合衆国)により海外の動向を把握するとともに、各国の関係機関との情報交換を実施した。	各年度	達成	
		海外の動向の把握			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) ・広報・啓発については、「測定指標」欄のとおり、パンフレット等の配布やウェブサイトの実施を行い、目標達成の前提である周知活動が相当程度進捗したため。 (判断根拠) ・国際協力については、「測定指標」欄のとおり、国際会議への参加等により、海外の動向把握や関係機関との情報交換を実施した結果、目標達成の前提となる、海外関係機関の当委員会及び我が国の制度に関する認知向上が相当程度進捗したため。
	施策の分析	・広報・啓発については、国民及び関係機関の理解向上を図るため、委員会発足以降、ウェブサイト等の広報媒体の作成・充実と、説明会等におけるそれらを活用・紹介した説明を並行して行った。その結果、説明会等での質問・意見等も踏まえてニーズに応じたコンテンツの充実を図り、それを説明会等の機会に周知することでコンテンツの参照(ウェブサイトのアクセス件数増加)をもたらす等、相互の活動の成果が反映された。 ・国際協力については、世界のデータ保護機関や関係機関等に対して二国間・多国間の双方の場で、当委員会の発足や我が国の番号制度、特定個人情報の保護制度について説明を行い、各国の状況を聴取する等の情報交換・交流を行った結果、各国の関係機関等において立上げ後間もない当委員会に関する認知度が高まり、今後の協力関係の構築につながった。その結果として、英国の情報コミッショナー事務局や米国の連邦取引委員会といったデータ保護機関等が当委員会を訪問し、交流を深めている。
	次期目標等への反映の方向性	広報・啓発については、次期政策評価期間(平成27～29年度)中に予定されるマイナンバーの利用開始に向けて、中小規模事業者における個人番号関係事務を行うことが多い税理士や社会保険労務士等の団体及び中小企業関係団体に対して周知を図る等、中小規模事業者に対する一層の広報に取り組むこととする。 【施策】 【測定指標】 国際協力については、引き続き各国との情報交換と番号制度や個人情報保護を取り巻く最新の国際情勢の把握に取り組むとともに、関係機関との更なる協力関係の構築を図ることとする。 測定指標については今期のものを継続し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。

学識経験を有する者の知見の活用	平成27年8月24日に行われた平成27年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「競争性のある調達案件について、手続の透明性・公平性の確保に努めた上で、調達手続の見直しを含め質の確保を図る工夫が必要。」 「マイナンバーに係るQAの充実や説明会への積極的な参加により、中小規模事業者を中心としてマイナンバー及び個人情報保護に係る制度のさらなる周知・徹底に努めていくべき。また、国民の利便性向上や行政運営の効率化等、メリット面の広報にも力を入れていくべき。」 「グローバルな経済活動が進展していく中で、国際的なトラブルの未然防止のために、諸外国のプライバシー保護機関の執行状況について情報収集・分析に努め、関係機関との信頼関係を構築していくことが重要。また、個人情報保護委員会への改組後を見据えた情報収集充実の観点からも、海外機関とのFace to faceの情報交換や人的交流に力を入れていくべき。」 「個人情報の保護とビッグデータの利活用のバランスをとるためには、民間ビジネスの実態や国際動向を踏まえたルール策定が必要であり、民間の人材や知見を活用できる体制を構築していくべき。消費者保護も重要であり、国民の不安やクレーム等の問い合わせにも対応できるよう体制整備をしていくべき」 「海外機関との積極的な意見交換・有益な情報入手のための経費は適切に予算措置すべき」とのコメントがあった。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・平成26年度特定個人情報保護委員会年次報告(説明会等の開催状況、国際協力の状況等) ・パンフレット等の配布部数に係る資料 ・ウェブサイトのアクセス件数に係る資料
---------------------------	---

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----	--------------------	---------------	----------	---------

(注)25年度の予算額・執行額は、当委員会の全ての施策に係る総計の数値。

実施施策に係る政策評価書

(特定個人情報保護委員会26-③)

施策名	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督				
施策の概要	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行う。				
達成すべき目標	特定個人情報の保護措置として監視・監督体制を整備し、特定個人情報の適正な取扱いを確保することにより、番号制度の適切な運用を担保する。				
施策の予算額・執行額等	区分	25年度(注)	26年度	○年度	○年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	4.9	13.8	
		補正予算(b)	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	
		合計(a+b+c)	4.9	13.8	
執行額(百万円)		1.7	3.4		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	特定個人情報の適正な取扱いに係るガイドラインの策定		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
				26年度	
			○個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、以下のガイドラインを策定した(26年12月)。 ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編) ・金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(注:事業者編の別冊) ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編) ○ガイドライン策定に当たっては、以下の手順を経ることにより関係者からの意見を反映し、実務に即した内容とした。 ・事業者約700社に対するアンケート及び必要に応じてヒアリングを実施 ・行政機関、地方公共団体、事業者の3グループから成る検討会において検討 ・パブリックコメントを実施し、提出された意見を踏まえ、ガイドラインを策定、公表 ○ガイドラインと併せて、特定個人情報の適正な取扱いに資するため、問合せの多い事項等に関するQ&Aを公表した。 ○ガイドラインの概要を分かりやすく解説した説明資料を作成し、ウェブサイトに掲載するなど、広く情報提供を行った。 ○また、これらガイドライン及びQ&Aの内容について、行政機関及び地方公共団体の担当者に対する説明会や、経済団体等が開催する説明会等(26年度は91回、約1.4万名参加)において周知した。	ガイドラインの策定	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成) (判断根拠) 「測定指標」欄のとおり、ガイドラインの策定及びQ&Aの公表を行うとともにこれらの内容について説明会等で周知を図ったことで、今期において、個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適切な取扱いの確保を図るための監視・監督体制の基礎を整備できたため。
	施策の分析	ガイドラインの策定に当たり、関係機関に対するアンケート、ヒアリング、パブリックコメントを行い、各層からの幅広い知見の収集・反映に努めて検討を進めたことで、個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適正な取扱いの確保に適切な、各分野の実務に即した内容を定めることができた。 また、ガイドラインの内容が広く周知されるよう、ガイドラインの概要を分かりやすく解説した説明資料を作成し、説明会での説明やウェブサイトへの掲載に活用するなど、個人番号利用事務等実施者となる様々な者に対して特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、多面的な情報提供を行うことができた。 ガイドライン及び同Q&Aについて、特定個人情報の適正な取扱いの確保を図る上では、マイナンバーの利用開始に向けた実務並びに説明会等における質問等を蓄積しつつ、今後も継続的に、幅広い知見の収集に努めながら実務に資する内容となるようガイドラインQ&A等の充実や周知を図ることが重要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 次期政策評価期間(平成27～29年度)中に予定されるマイナンバーの利用開始に向けて、ガイドラインに関する説明会等での周知・情報発信、民間事業者等からの相談・問合せ対応のほか、検査手続の整備、検査項目の検討、ガイドラインに関するQ&A等の資料の充実等を行うことにより、監視・監督体制を整備する。 【測定指標】 特に、平成27年度中を目途に、日本再興戦略(平成27年6月30日閣議決定)の記載を踏まえ、関係機関と連携し、セキュリティに係る専門的・技術的知見を有する体制を立ち上げるとともに、関係機関との連絡・情報共有体制を構築する。

学識経験を有する者の知見の活用	平成27年8月24日に行われた平成27年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「競争性のある調達案件について、手続の透明性・公平性の確保に努めた上で、調達手続の見直しを含め質の確保を図る工夫が必要。」 「セキュリティの確保については国民の関心が高く、委員会の役割は重要。情報漏えい防止の徹底や万が一の場合に機敏に対応するといった危機管理ができるように、常日頃から関係機関と連絡会議を開催し、人的協力体制の構築を徹底していくことが重要。また官のみならず民間の知見や人材も有効活用すべき。」とのコメントがあった。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日) (別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。) ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年12月18日) ・『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)』及び『(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関するQ&A ・日本再興戦略(平成27年6月30日閣議決定)
---------------------------	--

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 松元 照仁	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----	--------------------	---------------	----------	---------

(注)25年度の予算額・執行額は、当委員会の全ての施策に係る総計の数値。